

平成28年10月14日

平成28年度（第70期）

司法修習生採用内定者 殿

司法研修所

司法修習生採用後の健康保険等について

司法修習生に採用された後、健康保険や国民年金について、下記のとおり変更申請等が必要となる場合がありますので、該当する可能性のある方は、ご家族の加入している健康保険組合等（勤務先）に確認するなどして、手続に遺漏のないように留意してください。

なお、手続の詳細等は、健康保険に関しては各健康保険組合等、国民年金に関しては住居地を管轄する市区町村の各ホームページを参照する等して確認してください。

記

1 健康保険

現在、国民健康保険に加入している方は、採用後も同保険への加入を継続することになります。他方、ご家族が加入している保険制度（企業の健康保険組合等）の被扶養者として認定されていて、修習資金の貸与を受ける方は、採用後、被扶養者認定が取り消され、国民健康保険への加入が必要となる可能性があります。

2 国民年金

現在、国民年金法第7条第1項に規定する第1号被保険者に該当する方は、採用後も資格の変更はありません。他方、同項に規定する第2号被保険者及び第3号被保険者に該当する方は、資格の変更が必要となる場合があります。例えば、被用者年金制度（厚生年金等）の被保険者等として第2号被保険者に該当していた方が、採用に伴い企業等を退職した場合には、第1号被保険者又は第3号被保険者への変更が必要となり、また、第3号被保険者であって、修習資金の貸与を受ける方は、採用後、被扶養者認定が取り消され、第1号被保険者への変更が必要となる可能性があります。

（参考） 国民年金法第7条第1項（被保険者の資格）（抄）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるものを受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）

二 厚生年金保険の被保険者（以下「第2号被保険者」という。）

三 第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）